

HAPPY♡

新婚さん 応援宣言!!

角田市は新婚の
ご夫婦を応援します!!



結婚新生活支援事業とは?

結婚に伴う経済的負担を軽減し、新婚世帯の定住を促進するため、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引っ越し費用等)を支援します。

あれこれかかる
新生活準備費用に

1世帯あたり

最大 **30万円**
もらえる!

Q. どんな世帯が対象なの?

次の①～⑥の要件をすべて満たす世帯です。

- ①令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出した夫婦
 - ②夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること
 - ③夫婦共に市税等の滞納がないこと
 - ④3年以上、角田市に定住する意思を確認できる世帯
 - ⑤住宅の取得、賃借及び引っ越しに係る費用について、他の公的制度による補助金の交付を受けていないこと
 - ⑥夫婦のいずれもが、当該事業の補助金の交付を受けたことがないこと
- また、下記の要件を満たす世帯も対象になります。
- 前年度にこの補助金の交付を受けた夫婦で、当該補助金の受領額が限度額に達していないもの

Q. どんな費用が対象なの?

婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引っ越し費用
(令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った経費)

Q. いくら補助を受けられるの?

- ①1世帯あたり最大30万円(世帯所得500万円未満の世帯)
 - ②1世帯あたり最大20万円(世帯所得500万円以上の世帯)
- ※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除
※前年度に交付を受けた補助金の額が限度額に満たなかった世帯は
(限度額)-(前年度受領額)

申請期限: 令和7年3月31日

詳細は下記に問い合わせください

